

公開・非公開の別

公開 部分公開

非公開

令和 5 年度 浜松市指定難病審査会会議 会議録

- 1 開催日時 令和 5 年 4 月 18 日（火） 午後 6 時 00 分から午後 6 時 50 分
- 2 開催場所 Web 会議
- 3 出席状況 委員 宮嶋 裕明、小川 法良、小野 孝明、須田 隆文
事務局 平野 由利子（医療担当部長）
板倉 称（健康福祉部参与）
渥美 雅人（健康増進課長）
小笠原 雅美（健康増進課長補佐）
健康増進課職員 2 名
- 4 傍聴者 0 人
- 5 議事内容 (1) 浜松市指定難病審査会の審査方法について
(2) 令和 4 年度 浜松市指定難病認定状況等の報告
(3) 令和 4 年度 浜松市指定難病審査会実績報告
(4) その他
- 6 会議録作成者 健康増進課難病支援グループ 池谷 佳澄
- 7 記録の方法 発言者の要点記録又は全部記録
録音の有無 有・無
- 8 会議記録
定刻の午後 6 時 00 分に開会し、医療担当部長挨拶を実施。その後、事務局から出席数の報告、情報開示の報告、浜松市指定難病審査会委員の根拠条例の説明を行った。なお、資料の公開に関しては、個人が特定される可能性がある議題（2）、議題（3）（資料 11～25 ページ）及び、審査委員の担当疾患を示した審査会委員名簿（資料 1～2 ページ、資料 5～10 ページ）の浜松市審査グループについては非公開とする旨説明し、了承を得た。

【会 長】

それでは議題（1）浜松市指定難病の審査方法について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

浜松市指定難病審査会の審査方法について、資料 3～4 ページを基に説明。
（委嘱期間、委員数、報酬、審査方法、審査依頼の流れを説明）

昨年度の審査会会議で審査対象者一覧について御意見をいただきまして、様式を昨年度の 6 月から一部変更させていただきました。不承認の欄を診断基準が分かりやすいよう「診断可」と「診断否」に分けました。

審査会委員の審査結果を、浜松市指定難病審査会の審査結果としてみなしていきま
す。審査会の意見が分かれた場合については、事務局・行政医で判断できなかった場
合には会長にご相談させていただき、それでも判断が困難な場合には、担当委員と合
議し、決定させていただきたいと思います。審査会の流れにつきましてもその旨を明
記しました。

【会 長】

ありがとうございます。ただいまの審査会の審査方法、審査の流れについてご意見
等はありませんでしょうか。流れは大きく変わっていないので、特に問題なければ、現
行のままで実施をしていきます。

【事務局】

続きまして、浜松市指定難病審査会委員担当疾患について説明させていただきます。
こちらにつきましては、昨年度の審査会で委員の先生方から御意見をいただき、2 疾
患、疾患群を変更しています。50 皮膚筋炎／多発性筋炎と 51 全身性強皮症を皮膚系
から膠原病系に昨年の 6 月から変更しています。
（浜松市指定難病審査会委員担当疾患について、資料 5～10 ページを基に説明）

【会 長】

浜松市指定難病審査会委員担当疾患について、ご意見等ありましたらお願いします。
担当疾患については、毎年確認をしているところであるため、2 疾患変更した現行で
行きたいと思います。それでは審査方法についての協議は以上となります。

では、議題（2）令和 4 年度 浜松市指定難病認定状況等の報告について、事務
局から説明をお願いします。

【事務局】

令和 4 年度浜松市指定難病受給者数について、資料 11 ページを基に説明。
（令和 4 年度末時点の受給者数、疾患別の受給者数（受給者数の上位 10 疾患と上位 3
疾患の変動）について説明）

浜松市指定難病認定状況について、資料 12 ページを基に説明。

(新規申請について、令和4年度の各月の申請件数と結果、審査会依頼件数と結果、不認定後に軽症高額該当で承認になった件数について説明)

【会 長】

ただいまの説明でご意見等がありますでしょうか。

【委 員】

軽症高額となる判定について確認ですが、重症度の認定が下りなかった場合、主治医に戻して主治医から再審査をする形でよいでしょうか。

【事務局】

審査会で重症度が満たないと判定された方については、事務局で不認定通知と軽症高額の申請に必要な書類一式を送付させていただいています。そのあと患者本人が各区役所の窓口で軽症高額の申請手続きをしていただく流れとなっております。

【会 長】

その他はいかがでしょうか。それでは認定状況等の報告について以上とさせていただきます。

では、議題(3) 令和4年度 浜松市指定難病審査会実績報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

浜松市指定難病審査会審査実績について、資料13～14ページを基に説明。
(新規申請と更新申請の審査グループ別の審査対象者、疾患の内訳を説明)

浜松市指定難病審査会審査結果について、資料15～25ページを基に説明。

(新規申請と更新申請の個々の審査依頼内容に係る審査会の審査結果、認定結果の報告を説明)

【会 長】

ただいまの説明について、資料をご覧になったの質問等がありますでしょうか。

【委 員】

承認時の理由の記載は不要だったと記憶していますが、そのあたりはどうですか。

【事務局】

不承認や保留の際は基本的には理由の記載をお願いしています。承認についても理由を記載していただくと、認定結果の参考になるため記載をしていただくとありがたいです。

【委員】

承認と不承認の判断について多数決で決めているのか伺いたいです。

【事務局】

多数決ではなく、審査会委員が判定した理由を基に判断させていただいているのと、それでも判断に迷うときには行政医とも相談させていただき、事務局で総合的に判断をさせてもらっています。

【会長】

協議は以上とさせていただきます。それでは議題の（４）その他、事務局から何かありましたらお願いします。

【事務局】

難病法の一部改正法案が出されています。1点目は、医療費助成の時期を申請日から重症化したと判断した日に前倒しをすること、2点目は指定難病の患者が障害福祉サービスや就労支援を受ける際に使用できる「登録証」の発行をすることの案が出ております。双方とも施行日は、令和5年10月1日からとなっています。詳細について、今後厚生労働省から通達があった際には各関係機関に周知をいたします。

【会長】

ありがとうございます。全体を通して何かご意見がありましたらお願いします。以上をもちまして令和5年度浜松市指定難病審査会会議を閉会いたします。活発な議論をありがとうございました。